

津波災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と須崎市（以下「乙」という。）は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲の所有する施設を、災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲は、自己の所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を、指定緊急避難場所として地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 須崎市東古市町6番26号
- （2）所有者 高知県
- （3）名称 高知県須崎第二総合庁舎
- （4）構造等 鉄筋コンクリート造5階建
- （5）使用場所 津波避難用階段・屋上（別紙図面参照）

2 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する用具等を設置する場合は、甲の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときから、安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 乙及び地域住民等は、対象施設を指定緊急避難場所の目的以外には使用しないものとする。

（使用料等）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな場合は、その回復に要する費用負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（利用者責任）

第6条 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（指定緊急避難場所の周知）

第7条 乙は、対象施設の使用箇所等を確認のうえ、指定緊急避難場所として指定し、看板の設置やホームページ等により地域住民等に対し周知するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、令和5年2月17日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれかから書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年2月17日

甲 高知県知事

乙 須崎市長

[illegible]